

頑張る中小企業を応援

☎工業振興企業誘致課 ☎70・5661

市内中小企業を支援するため、各種制度を実施している。ぜひ利用してください。詳しくは同課へお問い合わせください。☎同課にある申請書(市ホームページからダウンロード可)に記入し、必要書類を添えて、4月2日から同課へ直接。

中小企業活性化補助金

市内ものづくり企業(製造業)の持続的な事業展開を、4つのメニューでより強力に支援します。

① 経営アドバイザー派遣事業
経営革新・販路拡大・新規事業展開などの取り組みを支援するために、中小企業診断士、社会保険労務士、ITコーディネーターなどの専門家を無料で派遣します。

② 見本市など出展企業
30社以上の出展がある見本市、展示会などの出展に

要する経費を補助します。会場使用料・展示品や配布資料の作成・輸送・通訳委託費などが対象。補助額は対象経費の2分の1で20万円を限度。

③ 産業財産権取得事業
特許権・意匠権・商標権・実用新案権の出願・審査請求・登録(初回分のみ)・弁理士への委託費用などに要する経費を補助します。補助額は対象経費の2分の1で10万円を限度。

④ 企業間及び産学公連携事業

大学などと共同して新技術・製品に関する研究開発、技術革新に取り組む事業や市内中小企業2社以上が共同で新技術・製品の開発に要する経費を補助します。原材料・機械装置・調査・委託・検査・研究経費などが対象。補助額は対象経費の2分の1で50万円を限度。

技能者の全国大会 出場を支援

企業の技能者が全国大会に出場した場合に、1人1万円の奨励金を交付。

ダイバーシティ経営

市内製造業の女性や障がい者に係る職場の環境整備をするために必要な経費を補助します。補助額は対象経費の3分の2で80万円を限度。

技能検定の試験を受けた技術者に対して支援

若手技術者の技術力向上を目的とし、可否を問わず技能検定を受けた場合にかかった費用を補助します。補助額は2分の1で1社5人を限度。

ものづくり 人材補助事業

(地独) 神奈川県立産業技術総合研究所、(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部 関東職業能力開発促進センター、県立東部総合職業技術校、県立西部総合職業技術校などが

三世代家族の市内定住支援 住宅取得・リフォーム補助

☎建築課 ☎70・5632

定住人口の増加やバランスの取れた人口構成の実現、地域社会の活性化を目指し、子世帯と親世帯が市内で同居か近居するための住宅取得・リフォーム費用の一部を補助する「三世代ファミリー定住支援補助事業」の申請を、来年1月31日まで受け付けます。

▶ 共通条件 ▷ 子世帯が中学生以下の子どもと同居している(出産予定も可) ▷ 来年3月31日までに3世代世帯全員が市内に居住 ▷ 完了実績報告書の提出後、3世代世帯全員が3年以上定住(3年未満で別居か転出した場合は補助金返還要) ▷ 平成27年4月1日以降に契約した住宅か工事 ▶ 個別条件 表のとおり

住宅の取得やリフォーム工事には、高額な費用がかかるので、補助事業の該当の適否を自分で判断せず、必ず契約前に同課へ相談してください。

補助区分	個別条件	補助金額
住宅取得	・ 親世帯が市内在住で、子世帯が市外から転入し同居か近居するか、子世帯と親世帯が市外から転入し同居か近居する ・ 新築、建て替え、購入などにより取得する住宅(相続、贈与などは除く)	住宅取得の売買契約金額か工事請負契約金額のうち100万円
リフォーム工事	・ 市外に居住している子世帯が工事後、市内に居住している親世帯と市内同居する ・ 工事の着手前に交付申請を行う ・ 同居するために既存住宅を行う次のいずれかの工事①修繕・増築・模様替え②住宅の機能向上	100万円以上の工事請負金額(消費税と地方消費税相当額を除く)のうち50万円

本蓼川墓園 新規使用者を募集

☎高齢介護課 ☎70・5616

本蓼川墓園内にある墓地の新規使用者を募集します。

▶ 対象 申し込み締め切り日翌日時点で1年以上本市に住居登録があり、遺骨(分骨されたものを除く)を持ち、市内に墓地を持たない方 ▶ 同課にある申込用紙に記入し、普通墓所は4月2日~27日に、合葬納骨壇は4月2日~5月16日に同課へ直接 ▶ 同墓所申込者の説明会・抽選会 5月10日(木)、市役所314会議室。応募者多数の場合は公開抽選(焼骨を埋蔵・収蔵していない方優先) ▶ 使用開始 6月15日 ▶ その他 詳しくは同課にある募集要項参照。同納骨壇は今後6回に分けて募集(表のとおり)

【募集する墓地の種別、使用・管理料など】

種別	普通墓所	合葬納骨壇
墓地様式	面積は4㎡、カロート(納骨スペース)はコンクリート造、墓石は使用者個人負担	遺骨(骨壺)を棚式の納骨壇(アルミロッカー)に共同で収蔵するタイプ。20年経過後は合祀墓に共同埋葬。焼香・献花などは、合葬納骨壇専用のモニュメントあり
募集区画数	1区画	162か所(1か所当たり1焼骨収容)
使用期間	永年	20年(満了後、遺骨の返還不可)
使用料	43万円	6万円
管理料(年額)	7000円	2000円(使用時に20年間分の管理料4万円を一括払い)

【合葬納骨壇の申込期間・使用開始日】

	申込期間	使用開始日
第1期	4月2日(月)~5月16日(水)	6月15日(金)
第2期	6月1日(金)~7月13日(金)	8月17日(金)
第3期	8月1日(水)~9月13日(木)	10月17日(水)
第4期	10月1日(月)~11月15日(木)	12月13日(木)
第5期	12月3日(月)~来年1月16日(水)	来年2月14日(木)
第6期	来年2月1日(金)~3月14日(木)	来年4月16日(火)

新商品の開発やPRを支援 各種補助事業も実施

☎商業観光課 ☎70・5685

市内小売業者と飲食業者、新商品の開発や販売と、開発した商品のPRに要する費用の一部を補助する商品開発販売支援事業補助金の申請受け付けを開始します。地域の特色を生かした商品(飲食物)で、販売開始から1年以内のものが対象です。PR費用は、過去に同制度を利用し開発した商品も対象になります。補助額は経費の2分の1以内で、上限は1商品につき1回当たり15万円です。予算額到達時点で受け付け終了。申請内容の審査により、採択されない場合もあります。

市内小売業者と飲食業者、新商品の開発や販売と、開発した商品のPRに要する費用の一部を補助する商品開発販売支援事業補助金の申請受け付けを開始します。地域の特色を生かした商品(飲食物)で、販売開始から1年以内のものが対象です。PR費用は、過去に同制度を利用し開発した商品も対象になります。補助額は経費の2分の1以内で、上限は1商品につき1回当たり15万円です。予算額到達時点で受け付け終了。申請内容の審査により、採択されない場合もあります。

☎4月9日から同課にある申請書(市ホームページからダウンロード可)に記入し、必要書類を添えて、同課へ直接。

他にも、市内において創業が新分野に挑戦する第二創業家に対して補助する「活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金」や中小企業者や各種団体が、商店街の空き店舗に出店する際に補助する「商店街空き店舗活用支援事業補助金」の募集も6月1日から開始します。詳細は広報あやせ6月1日号を見てください。